

新（平成29年10月20日農林水産省告示第1596号）	旧
<p>1 検査を分けて理化学検査（温水浸せき剝離試験、冷水浸せき剝離試験、煮沸剝離試験、減圧加圧剝離試験、水平せん断試験、ブロックせん断試験、含水率試験、寒熱繰返し試験、曲げ試験、めり込み試験、防虫処理試験、<u>ホルムアルデヒド放散量試験</u>、<u>浸潤度試験又は吸収量試験</u>に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合等</p> <p>ア 造作用単板積層材</p> <p>(7) 理化学検査</p> <p>化粧加工を施さないものにあつては製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする10日分以内の製造荷口を、化粧加工を施したものにあつては製造条件が同一と認められる10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>単板積層材の日本農林規格（平成20年5月13日農林水産省告示第701号。以下「規格」という。）別記の1の表16及び表18に準ずる。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>イ 構造用単板積層材</p> <p>(7) 理化学検査</p> <p>製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>規格別記の1の表17及び表18に準ずる。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>ア 造作用単板積層材</p> <p>(7) 理化学検査</p> <p><u>規格別記の3の(1)、(7)、(8)、(11)及び(12)により試験を行い、その結果、(1)、(7)、(8)及び(11)にあつては規格別記の2により、(12)にあつては規格第3条の基準により、当該検査荷口の造作用単板積層材の当該試験に係る合格又は不合格を判定する。</u></p> <p>(4) 外面検査</p> <p>(1)のアの(4)の規定により抽出した各試料単板積層材について<u>規格</u>に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の造作用単板積層材をその等級又は合格に格付する</p>	<p>1 検査を分けて理化学検査（温水浸せき剝離試験、冷水浸せき剝離試験、煮沸剝離試験、減圧加圧剝離試験、水平せん断試験、ブロックせん断試験、含水率試験、寒熱繰返し試験、曲げ試験、めり込み試験、防虫処理試験<u>又はホルムアルデヒド放散量試験</u>に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合等</p> <p>ア 造作用単板積層材</p> <p>(7) 理化学検査</p> <p>化粧加工を施さないものにあつては製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする10日分以内の製造荷口を、化粧加工を施したものにあつては製造条件が同一と認められる10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>単板積層材の日本農林規格（平成20年5月13日農林水産省告示第701号）別記の1の表14及び表16に準ずる。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>イ 構造用単板積層材</p> <p>(7) 理化学検査</p> <p>製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>単板積層材の日本農林規格別記の1の表15及び表16に準ずる。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>ア 造作用単板積層材</p> <p>(7) 理化学検査</p> <p><u>単板積層材の日本農林規格別記の3の(1)、(7)、(8)、(11)及び(12)により試験を行い、その結果、(1)、(7)、(8)及び(11)にあつては同規格別記の2により、(12)にあつては同規格第3条の基準により、当該検査荷口の造作用単板積層材の当該試験に係る合格又は不合格を判定する。</u></p> <p>(4) 外面検査</p> <p>(1)のアの(4)の規定により抽出した各試料単板積層材について<u>単板積層材の日本農林規格</u>に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の造作用単板積層材をその等</p>

。(表略)

イ 構造用単板積層材

(7) 理化学検査

規格別記の3の(2)から(7)まで及び(13)並びに(9)、(10)、(12)及び(14)により試験を行い、その結果、(2)から(7)まで及び(13)にあつては規格別記の2により、(9)、(10)、(12)及び(14)にあつては規格第4条の基準により、当該検査荷口の構造用単板積層材の当該試験に係る合格又は不合格を判定する。

(4) 外面検査

(1)のイの(4)の規定により抽出した各試料単板積層材について規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用単板積層材をその等級に格付する

6 (略)

7 第2種検査方法

(1) (略)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用単板積層材

(7) (略)

(4) 外面検査

(1)のアの(4)の規定により抽出した各試料単板積層材について規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が69枚(本)以上であるときは、当該検査荷口の造作用単板積層材をその等級又は合格に格付する。

イ (略)

8 (略)

級又は合格に格付する。

(表略)

イ 構造用単板積層材

(7) 理化学検査

単板積層材の日本農林規格別記の3の(2)から(7)まで並びに(9)、(10)及び(12)により試験を行い、その結果、(2)から(7)までにあつては同規格別記の2により、(9)、(10)及び(12)にあつては同規格第4条の基準により、当該検査荷口の構造用単板積層材の当該試験に係る合格又は不合格を判定する。

(4) 外面検査

(1)のイの(4)の規定により抽出した各試料単板積層材について単板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用単板積層材をその等級に格付する

6 (略)

7 第2種検査方法

(1) (略)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用単板積層材

(7) (略)

(4) 外面検査

(1)のアの(4)の規定により抽出した各試料単板積層材について単板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が69枚(本)以上であるときは、当該検査荷口の造作用単板積層材をその等級又は合格に格付する。

イ (略)

8 (略)